

確 認 書

私は、8t限定中型免許の「8t限定」又は5t限定準中型免許の「5t限定」を解除する事無く、新たに上位免許（大型免許、大型二種免許、中型二種免許、中型免許）を取得するため、又は8t限定中型免許の「8t限定」若しくは5t限定準中型免許の「5t限定」を解除するため京都府舞鶴自動車学校に入校するに当たり

◆所持免許が8t限定中型免許の方

- ① 8t限定中型免許の「8t限定」を解除することなく、新たに前記の上位免許を取得すると、その時点で中型免許は「条件なし」となるが、その後の免許更新時の適性検査（深視力等）が不合格になった場合は、上位免許はもとより中型免許、又は8t限定中型免許も受けられず、交付される免許は普通免許（車両総重量3.5t未満、最大積載量2t未満、乗車定員10人以下）になること。
- ② 「8t限定」解除後の免許更新時の適性検査（深視力等）が不合格になった場合は、中型免許はもとより8t限定中型免許も受けられず、交付される免許は普通免許（車両総重量3.5t未満、最大積載量2t未満、乗車定員10人以下）になること

◆所持免許が5t限定準中型免許の方

- ① 5t限定準中型免許の「5t限定」を解除することなく、新たに前記の上位免許を取得すると、その時点で準中型免許は「条件なし」となるが、その後の免許更新時の適性検査（深視力等）が不合格になった場合は、上位免許はもとより準中型免許、又は5t限定準中型免許も受けられず、交付される免許は普通免許（車両総重量3.5t未満、最大積載量2t未満、乗車定員10人以下）になること。
- ② 「5t限定」解除後の免許更新時の適性検査（深視力等）が不合格になった場合は、準中型免許はもとより5t限定準中型免許も受けられず、交付される免許は普通免許（車両総重量3.5t未満、最大積載量2t未満、乗車定員10人以下）になること

との説明を受け確認しました。

「8t限定」、「5t限定」を解除することなく取得した上位免許、又は「8t限定」解除の審査に合格して取得した中型免許、「5t限定」解除の審査に合格して取得した準中型免許が、その後の免許更新時の適性検査が不合格となり、交付される免許が上記①又は②に記載のとおり普通免許になったとしても、貴校に対して異議申し立ては致しません。

京都府舞鶴自動車学校 殿

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____